

後期分提出書類の一部省略について

2018年度より、前期・後期の家計に変更が無い場合に限り、後期分授業料免除申請の際の、一部の提出書類を省略することができます。ただし、「家族・家計同一チェックシート兼証明書」を提出いただく必要があります。(前期は全ての書類が必要です。)

後期分の申請書配付期間については6月下旬頃の周知を予定していますので、学生センター前の掲示板、学生センターHP、LiveCampusをご確認ください。

授業料免除は、学期ごとに免除実施可能額の範囲で審査を実施するため、前期・後期で、家族・家計状況に変更がない場合でも、選考結果が同じになるとは限りません。

例) 以下学生の場合

《本人・父・母・兄・妹・祖父・祖母の7人家族》

- ・父：サラリーマン（給与所得者）
- ・母：専業主婦
- ・兄：大学院生
- ・妹：中学生
- ・祖父：年金受給者
- ・祖母：無職無収入

従来の提出書類

- ①授業料免除申請書
- ②家計に関する調書
- ③世帯全員分の住民票
- ④父の所得・課税証明書
- ⑤父の源泉徴収票
- ⑥父の児童手当受給証明(妹が中学生のため)
- ⑦母の所得・課税証明書
- ⑧兄の在学証明書
- ⑨祖父の所得・課税証明書
- ⑩祖父の年金源泉徴収票
- ⑪祖母の所得・課税証明書
- ⑫祖母の無職無収入(その他)申立書

後期の提出書類

- ①授業料免除申請書
- ②家計に関する調書
- ③父の所得・課税証明書
- ④母の所得・課税証明書
- ⑤祖父の所得・課税証明書
- ⑥祖母の所得・課税証明書
- ⑦家族・家計同一チェックシート兼証明書